

# 商標権と商標登録されるための要件



先生、この前ネットで、私の大好きな「ルイ・ヴィトン」®バックを買ったつもりだったんだけど、届いた商品を見たら「マズイ・ウドン」という偽物で粗悪品だったの。ちゃんと商品名を確認して買えばよかった～(涙)



はるかちゃん、それは残念！「ルイ・ヴィトン」®の正規品だったら、長く愛用できたのにね。ところで、この商品の名前は商標といって知的財産権の1つなんだよ、知ってた？商標は、その商品がどこの企業のもので、信頼できるものなのか判断する材料になり、企業にとっては、積み重ねてきた信用を示すものなんだよ。

**商標は会社や製品の信用を示すもの。識別力と他と誤認・混同を生じないことが必要。**

商標の機能	<p>&lt;自他商品・サービス 識別機能&gt;</p> <p>①出所表示機能：どこのものか表示する機能</p> <p>②品質保証機能：品質に対する信頼を保証する機能</p> <p>③広告宣伝機能：広告に使用することにより、消費者に利用を喚起する機能</p>	商標の種類	文字商標(文字のみ)	
	図形商標(図形のみ)			
	記号商標(記号)			
	立体商標(立体的形状)			
			結合商標(上記の組み合わせ)	

更新により半永久的な権利として存続可能



3年以上登録商標を使用していない時は、取り消される虞あり

- 「商標」は、事業者が、自己(自社)の取り扱う商品・サービスを他人(他社)のものとは区別するために使用するマーク(識別標識)です。
- 消費者にとっては、その商品やサービスがどこの企業のもので(①出所表示機能)、信頼できるものなのか判断する材料になりますし(②品質保証機能)、企業にとっては商標を広告に使用することにより、自社の商品やサービスであることを消費者に伝え、商品やサービスに対する購買意欲を高めることができます(③広告宣伝機能)。
- そのため、登録されるためには、識別力があって、更に他人の商標や商品・サービスと誤認や混同を生じないことが、要求されます。審査を経て登録されると10年間存続し、それ以降も更新可能ですが、3年以上不使用の場合は取り消される虞があります。